

第7回 介護情報利活用ワーキンググループ

令和5年6月26日

参考資料3

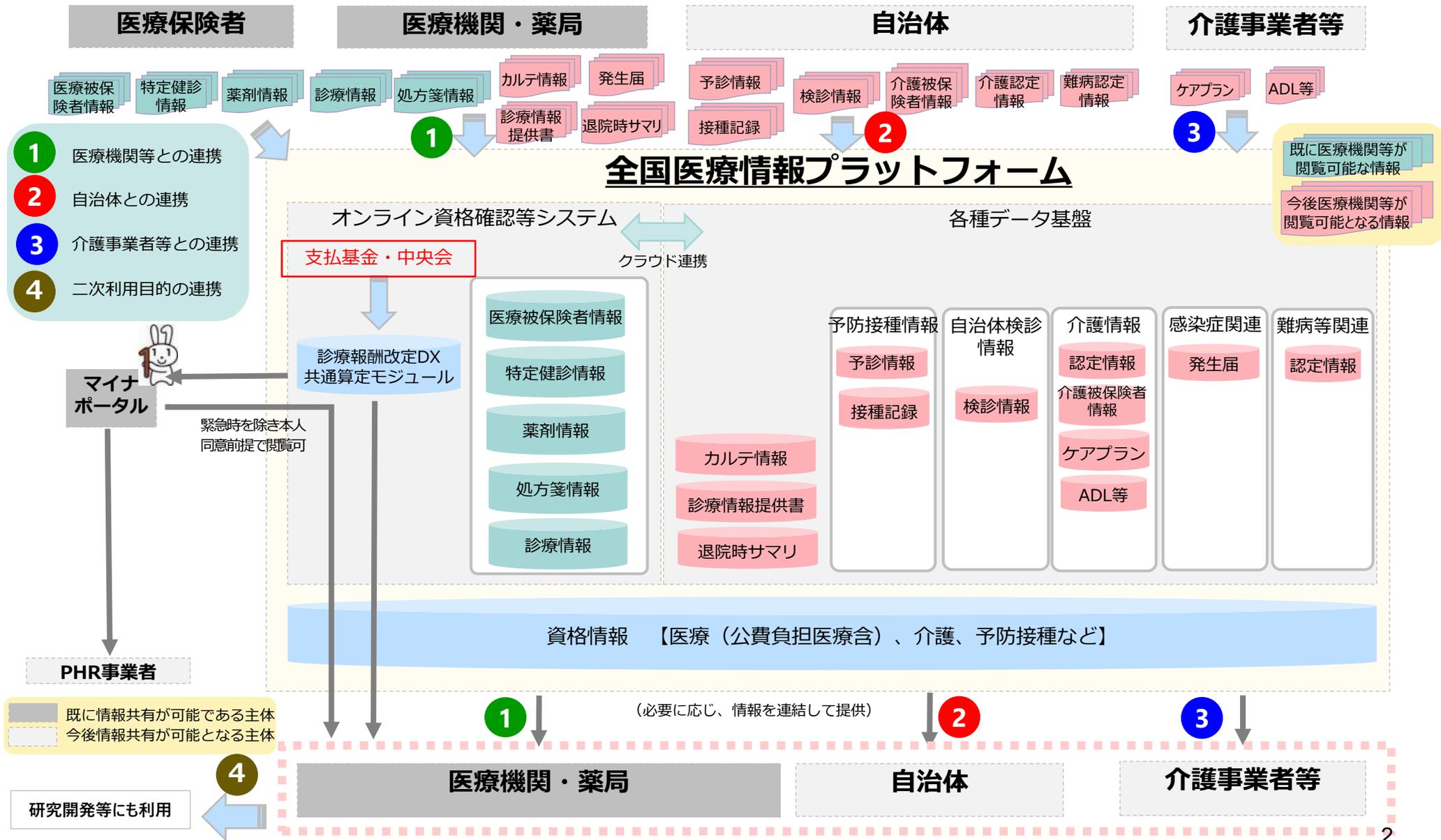
電子カルテ情報共有サービス（仮称）について

厚生労働省医政局

特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

「全国医療情報プラットフォーム」 (将来像)

第1回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム(令和4年9月22日)資料1を一部改変



患者がマイナポータルで6情報を閲覧可能とする仕組み

患者本人によるマイナポータルにおける6情報の閲覧については、デジタル庁の閲覧方法の検討と足並みを揃えて対応する。傷病名（告知済み）、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報については登録された保存期間内の情報であれば全ての情報を閲覧可能とする。



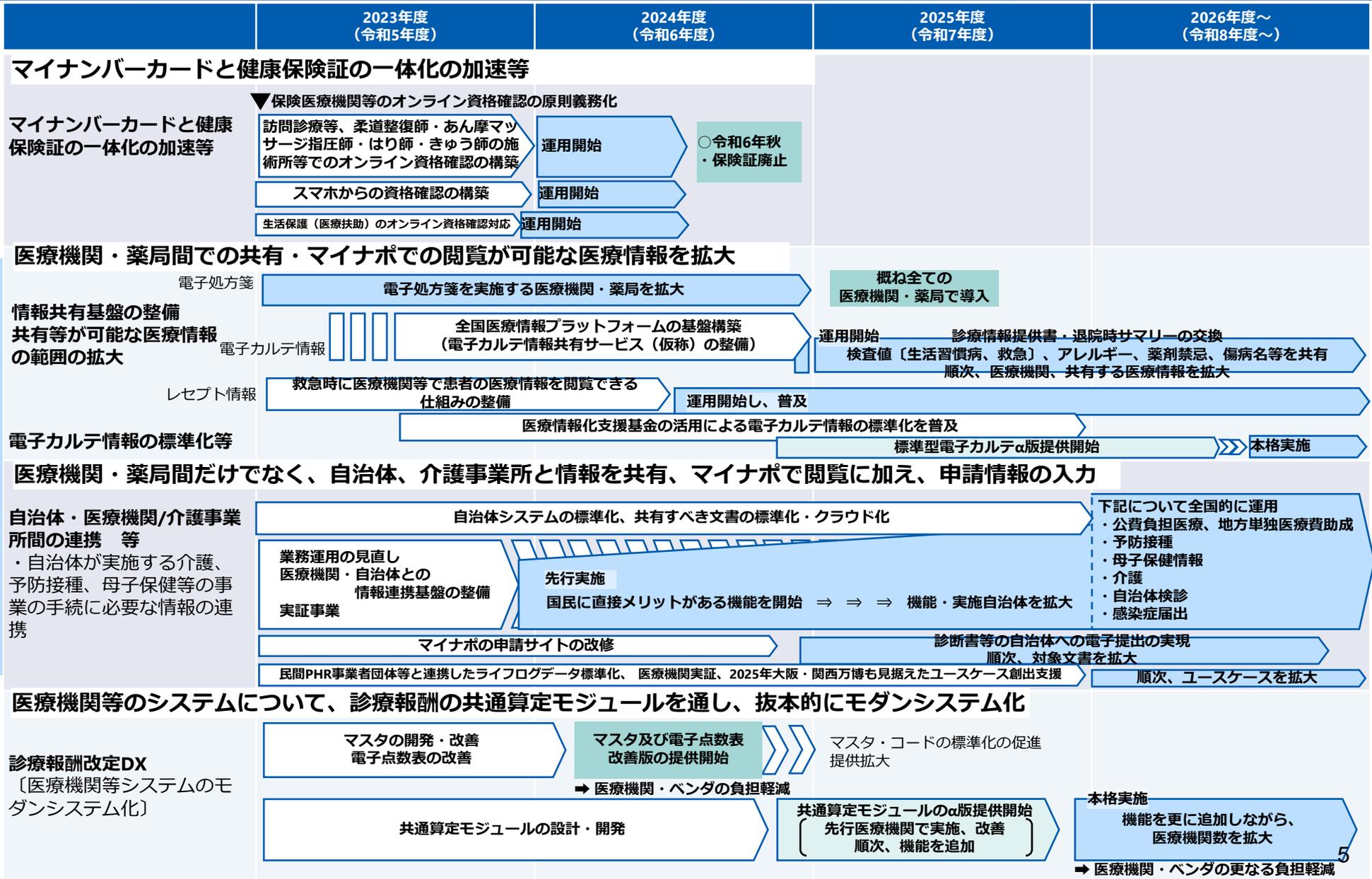
6情報の提供方法

情報	提供方法（案）	備考
傷病名	保存期間内の情報全てを提供	医療機関側における了解の下で情報を登録する運用とすることで、患者への告知を前提とした提供を想定
アレルギー情報		厚生労働省標準規格で採用されていないことから、テキストデータでの提供を想定
感染症情報		梅毒STS（RPR法）、梅毒TP抗体、HBs、HCV、HIVの感染症情報の提供を想定
薬剤禁忌情報		厚生労働省標準規格では症状や重症度、制限情報等も含めたコードがないことから、テキストデータでの提供を想定
検査情報	患者が期間指定を行い提供	生活習慣病関連、救急時に有用な項目の提供を想定
処方情報		薬剤情報（処方・調剤情報含む）は、電子処方箋管理サービスの今後の運用を踏まえて引き続き検討

出所：デジタル庁「マイナポータルの機能追加について」（令和3年10月）

(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/494e7749-cb53-4bdd-aeeb-49c26d5edbf5/20211126_myna_portal_01.pdf) に基づき作成

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



全国医療情報プラットフォームの構築